

山梨県林政部情報共有システム試行要領

(目的)

第1条 本要領は、山梨県林政部が発注する森林整備保全事業（治山関係事業及び林道関係事業をいう。）において、工事施工中の受発注者間の事務の効率化のために利用する、情報共有システムの試行に関して必要な事項を定める。

(情報共有システム)

第2条 この要領における情報共有システムは、受発注者間の書面のやりとりを電子的に処理することが可能なICT技術を活用した情報共有システム（グループウェア）をいう。

(対象工事)

第3条 対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、山梨県林政部が一般競争入札により発注する建設工事とする。

(電子的に授受する書類)

第4条 情報共有システムにより電子的に授受する書類（以下「電子書類」という。）は、受発注者が工事着手時に、別表に基づき協議して決定する。

(電子書類の決裁)

第5条 電子書類の決裁は、情報共有システム上で行うものとする。但し、電子化を行わない書類の決裁は、従前の方法によるものとする。

(電子納品)

第6条 この要領に基づき作成した電子書類は、「山梨県林政部電子納品要領」に基づき電子納品を行うものとする。

(対象工事の明示)

第7条 当該要領を適用する場合は、「発注者指定型」または「基本適用型」のいずれかとし、公告文中に当該要領の対象工事であることを明示する。

- ・発注者指定型：情報共有システムの利用を義務づけた工事
- ・基本適用型：受注者から何らかの理由により、情報共有システムを利用しないことについて、申し入れがあった場合は、発注者との協議により対象外とすることが出来る工事

(情報共有システムの選定)

第8条 利用する情報共有システムのサービス提供事業者の選定は、別紙「山梨県林政部情報共有システム機能仕様書」に適合しているものの中から、受発注者が協議して決定する。

(情報共有システムの利用に係る経費)

第9条 情報共有システムの利用に係る経費は、共通仮設費の率計上分に含まれるものとする。

(情報漏洩の防止)

第10条 受発注者及び情報共有システムのサービス提供事業者は、互いにデータの流出・改竄防止、個人情報の保護に万全を期すものとする。

(その他の事項)

第11条 本試行要領に定めがない事項に関しては、「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」(国土交通省)を準用するほか、受発注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

別表 提出書類一覧表

提出書類	添付書類	システム利用の可否	情報共有システム利用時の処理
工事打合簿(様式1)		可	原則として、情報共有システムの決裁機能を利用する
施工計画書		可	
再生資源利用計画書		可	
再生資源利用促進計画書		可	
イメージアップ(計画書)		可	
設計図書の照査確認資料		可	
工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)		可	
工事測量成果表(設計図書との照合)		可	
施工体制台帳		可	
施工体系図		可	
下請施工体系図		可	
材料承認願	品質証明書	可	システム提出書類は複製を可とする。原本は監督員が提示を受け、原本性を確認した後に発注者の決裁を伺う。
	見本片	可	システム提出書類は複製・電子写真・電子カタログを可とする。現物は監督員が提示・提出を受け、適合を確認した後に発注者の決裁を伺う。
段階確認の日時調整		可	
段階承認願に添付する社内検査結果		可	社内検査員の押印に替えて、情報共有システムの決裁機能を利用してもよい。
土・休日・夜間作業届		可	
工事履行報告書		可	
建設機械使用実績報告書		可	
工事事務報告書		不可	従前通り、紙媒体で提出

提出書類		添付書類	システム 利用の可否	情報共有システム利用時の処理
	創意工夫		可	システム提出書類は複製・電子写真・電子カタログを可とする。 原本や見本片は、監督員が提示・提出を受け、適合を確認した後に発注者の決裁を伺う。
	関係官公庁協議資料	許可書写	可	
	打合せ議事録		可	
	工法変更		可	原本や見本片は、監督員が提示・提出を受け、適合を確認した後に発注者の決裁を伺う。
	数量変更		可	
	材料変更		可	
	現場条件の相違		可	
	監督員が指示するもの		可	

山梨県林政部情報共有システム試行要領の運用基準

1. 山梨県林政部情報共有システム試行要領第4条（電子的に授受する書類）に係る補足事項

① 「情報共有システムにより電子的に授受する書類」とは建設工事請負契約約款第62条に準ずる事項として取り扱うものとする

「この約款において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。」

② 山梨県林政部建設工事標準仕様書（以下仕様書という。）における取扱い

- ・この要領により試行を行う場合は、仕様書を次のとおり読替える。
- ・仕様書1-1-1-2用語の定義

「223. 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。

ただし、情報共有システムを用いて作成及び提出等を行った電子書類について、署名または押印がなくても有効とする。」

③ 電子書類に添付する図書（ファイル）は情報共有システムへの負荷を低減するために出来るだけ容量を小さくして添付すること。

- (1) 添付ファイルの形式は、PDF形式を標準とし、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定するが、双方の可読性を確保できなければならない。
- (2) 写真は100万から300万画素程度で撮影すること。

2. 山梨県林政部情報共有システム試行要領第5条（電子書類の決裁）に係る補足事項

- ・紙媒体により授受する書類は、従前の方法により決裁を受けるものとする。

附則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

(適用範囲)

第1 本仕様書は、山梨県林政部が発注する森林整備保全事業（治山関係事業及び林道関係事業をいう。）で利用する情報共有システムに適用する。

(システム機能要件)

第2 利用する情報共有システムは、最新の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」（国土交通省）に規定する機能要件のほか、以下の機能要件を満たすものとする。

1) 工事基本情報管理機能

山梨県林政部電子納品要領（以下「電子納品要領」という。）で指定されている「工事情報（工事件名、契約番号等）」、「場所情報」、「施設情報」、「発注者情報」、「受注者情報」などを登録できること。また、登録した情報の参照、変更、削除ができること。

2) 掲示板機能

3) スケジュール管理機能

4) 発議書類作成機能

山梨県林政部が定める様式と同等の情報が入出力できること。

5) ワークフロー機能

- ①書類の起案者および他の決裁者への差し戻し及び起案者による引き戻しができること。
- ②書類の回議中に決裁経路を変更できること。
- ③回議中および決裁後に、書類の決裁状況が確認できること。
- ④利用者が決裁すべき書類が一覧で表示できること。
- ⑤決裁時に決裁者がコメントを記入できること。

6) 書類管理機能

7) 工事書類等出力機能

情報共有システムに登録した書類や添付ファイルから、山梨県林政部電子納品要領に則った電子納品データがシステム上で作成できること。また、作成された電子納品データを、利用者がダウンロードできること。

さらに、山梨県林政部提出・提示書類関係様式集及び参考資料に則した帳票の印刷、pdf 形式への変換ができること。

8) システム管理機能

- ①該当工事案件について、情報共有システムを使用する利用者数に制限を設けないこと。
- ②登録できるデータ総量に制限を設けないこと。

9) セキュリティ機能

情報共有システムに登録されようとする電子データのウイルスチェックを自動的に実施できること。

10) その他の要件

以下の要件を全て満たしていること。

- ② 利用する端末の OS に依存しないこと。
 - ② Microsoft Edgeで利用できること。
 - ③情報共有システムの入出力などは、すべて日本語で利用できること。
 - ④運用を開始する際、特別な補助プログラムを用いずに使用できること。
 - ⑤情報共有システムに登録された、一般的に利用されている形式で作成されたファイルは、ダウンロードせずにシステム内で閲覧できること。(PDF、WORD、EXCEL、JPEG、TIFF、SXF)
 - ⑥情報共有システム操作時の反応速度が、適切であること。
 - ⑦機能を追加することに要する費用はサービス提供者が負担すること。
 - ⑧情報共有システム(サーバ等含む)の不具合によりデータが消失等した場合は、サービス提供者が補償すること。
 - ⑨情報共有システムの円滑な運用のため、サービス提供者が教育・訓練等のサポートを無償で実施すること。
- また、利用方法に関する問い合わせを行うサポート窓口を無償で設置すること。
- ⑩他の公共団体において1年以上の使用実績を有するものであること。

附則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

参考1 情報共有システムへ登録する利用者の例

発注者：監督員、リーダー、施工管理幹（課長）、（本庁担当者）

受注者：現場代理人、主任（監理）技術者、（本社技術者、契約担当者）

関係者：現場技術業務委託技術員及び主任技術者等

参考2 一般競争入札公告文例

「一般競争入札（総合評価落札方式）」公告

山梨県が発注する次の工事は、一般競争入札により行いますので、入札参加資格等について地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事です。

令和 年 月 日

山梨県知事 ○○ ○○

一般競争入札（総合評価落札方式） 公告個別事項

工事名	○○○○		
事業名	○○○○		
工事番号	○○○○		
工事場所	○○○○		
工事概要	1	工事内容	林道開設工事 L=300m W=5.5(7.0)m 盛土工 H=1.5~9.5m V=□□, □□□m ³ 排水構造物工 L=500m
	2	予定工期	令和 年 月 日~令和 年 月 日
	3	予定価格（税込み）	¥227,026,800 (税率10%)
	4	分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
	5	本工事は、「山梨県林政部情報共有システム試行要領」第4条及び第7条に定める受注者希望型工事である	適用 (発注者指定型) (基本適用型)

一般競争入札公告共通事項

1.2 その他

(8) 一般競争入札公告個別事項の工事概要の5において山梨県林政部情報共有システム試行要領を適用する旨が定められているときは、当該5で定める種別にしたが、山梨県林政部情報共有システム試行要領に定めるところにより電子書類の決裁その他の取組みを行わなければならない。

※ 公共事業総合管理システムに試行対象工事を基本登録する際、「山梨県林政部情報共有システム試行要領」を参考資料（数量計算表等）ファイル（*****file007.lzh）に含めること。

参考3 特記仕様書記載例

1. 発注者指定型

第〇〇条 工事施工中情報共有システム

受発注者は、本工事では、「山梨県林政部情報共有システム試行要領」に基づき、工事施工中情報共有システムを利用することとする。

情報共有システムを利用する工事書類は、受発注者の工事着手時の協議により決定するものとし、システムを利用した工事書類は電子データと紙書類の二重納品は認めない。

2. 基本適用型

第〇〇条 工事施工中情報共有システム

受発注者は、本工事では、「山梨県県土整備部情報共有システム試行要領」に基づき、工事施工中情報共有システムを原則利用することとする。ただし、何らかの理由により、情報共有システムを利用しないことについて、発注者に申し入れた場合は、発注者との協議により対象外とすることが出来るものとする。

参考 4

国土交通省の機能要件を満たす情報共有システムのサービス提供事業者は、以下の Web ページで確認できる。

http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/

令和4年7月13日現在の対応事業者（9社）

1. 株式会社アイサス（石川県金沢市）
2. 株式会社建設システム（静岡県富士市）
3. 川田テクノシステム株式会社（東京都北区）
4. 株式会社建設総合サービス（大阪市西区）
5. 株式会社現場サポート（鹿児島県鹿児島市）
6. 株式会社トインクス（宮城県仙台市）
7. 日本電気株式会社（東京都港区）
8. 株式会社ビーイング（三重県津市）
9. 株式会社コルク（東京都渋谷区）